

京都地方税機構公告式条例

平成21年 8月19日
京都地方税機構条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第16条第4項の規定により、京都地方税機構(以下「広域連合」という。)の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨及び年月日を記入した公布文を付し、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、広域連合の事務所の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則について準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、広域連合長が定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して、広域連合長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、広域連合の機関(広域連合長を除く。次項において同じ。)が定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関が定める規程(規則を除く。)で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関の名称又は当該機関を代表する者の氏名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(告示に関する準用)

第6条 第2条第2項の規定は、広域連合の機関が定める告示について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。